

神奈川県の見護職員の需給推計について

厚生労働省が設置した「医療従事者の需給に関する検討会 看護職員需給分科会」において、平成31年1月に看護職員の需給推計の方法が取りまとめられ、その後、平成31年2月の厚生労働省医政局長からの通知等に基づき、本県における看護職員の需給を次のとおり推計しました。

(1) 需給推計の概要

ア 推計の対象年

2025（令和7）年時点での看護職員の需給について推計

イ 推計方法

厚労省が作成し、平成31年4月に都道府県に配布された全国統一の「推計ツール」による推計

(ア) 需要推計

各都道府県が平成28年度に策定した「地域医療構想」における2025年の必要病床数をはじめ、無床診療所、介護保険施設、訪問看護ステーション等での医療需要の予測をもとに、必要な看護職員数を推計

(イ) 供給推計

県内の看護師養成所での養成による増や、離職による減、再就業等の要素をもとに、供給される看護職員数を推計

ウ 推計結果（県報告値／令和元年8月に厚労省へ報告）

需要数	ア	109,970	(単位 人)
供給数	イ	85,084	
不足数	ア－イ	24,886	
充足率	イ／ア	77.4%	

(2) 推計結果を踏まえて

ア 推計結果の捉え方

- 需要推計の算出基礎のひとつである「地域医療構想における2025年の必要病床数」は、全国一律の病床利用率を用いて算出したものであるため、病床利用率が高い本県の利用実態に比べて、多くの病床が必要とされています。
- 今回の看護職員の需給推計では、その病床の入院患者に対応した看護職員数を算出したことも影響し、需要が多く推計されています。
- このため、厚労省の推計ツールによる推計と並行して、県の実際の

病床利用率等を用いた独自の推計を行いました。

イ 県独自の推計方法・結果

医療需要の予測値のうち、2025年の必要病床数について、全国共通ではなく県の実際の病床利用率を用いてこれを算出し、これらをもとに、必要な看護職員数を改めて推計しました。

(単位 人)

	県報告値	県独自の推計
需要数 ア	109,970	103,907
供給数 イ	85,084	85,084
不足数 アーイ	24,886	18,823
充足率 イ/ア	77.4 %	81.9 %

(3) 厚労省での結果の公表

厚労省によると、10月21日に開催された医療従事者の需給に関する検討会 第12回看護職員需給分科会の結果を踏まえ、今後の国の対策などを取りまとめた報告書を、11月中に当該分科会ホームページに掲載予定としています。なお、需給推計については、各都道府県の推計結果をベースに今後の働き方改革の進展（時短勤務者の増加、超過勤務の減少等）などの影響を加えた4つのシナリオを設定したものにより推計されます。

(単位 人)

	県報告値	公表情報			
		基本シナリオ	シナリオ①	シナリオ②	シナリオ③
需要数 ア	109,970	112,521	116,095	117,137	124,681
供給数 イ	85,084	85,084			
不足数 アーイ	24,886	27,437	31,011	32,053	39,597
充足率 イ/ア	77.4 %	75.6 %	73.3 %	72.6 %	68.2 %

基本シナリオ：県報告値を基に短時間勤務者の増加を考慮したもの

シナリオ①：就業中の全ての看護職員の超過勤務月10時間以内、有給休暇年5日以上

シナリオ②：就業中の全ての看護職員の超過勤務月10時間以内、有給休暇年10日以上

シナリオ③：就業中の全ての看護職員の超過勤務月 0時間、有給休暇年20日以上

(4) 今後の対応

厚労省から提示される結果と県の実態に乖離があることから、現状の実態把握に努めてまいります。また、養成所卒業者の県内定着や再就職の促進など従前からの看護職員確保の取組の強化に加え、新たな確保策を検討し、看護職員の確保に努めていきます。